



知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

国保の給付

国民健康保険には、さまざまな給付制度があります。今回は主な給付制度を紹介します。すべての給付制度に手続きが必要です。必ずご確認ください。

主な健康保険の給付

項目	内容	手続き
療養の給付	病気やけがで医療機関などにかかったとき、保険証を提示すれば医療費の7割（義務教育就学前までは8割、70歳以上の方は7割から9割）を国保で負担します。	医療機関などの窓口で保険証を提示してください。
療養費の支給	やむを得ない理由で保険証を使わないで全額自己負担したときや、治療上必要があってコルセットなどを装着したときは、申請により保険負担分を支給します。	保険証・領収書・医師の同意書（補装具などの場合）・振込先口座・印鑑を持って町民生活課で申請してください。
高額療養費	医療費が高額になり、一部負担金が一定の額を超えたとき、申請によりその超えた分の医療費が払い戻されます。 対象となる方には、受診後3か月ほどでご案内します。 また、申請により交付を受けた「限度額適用認定証」を医療機関などに提示することにより、一部負担金の支払いは、一定の額（限度額）までとなります。	保険証・案内に記載された医療機関などの領収書・振込先口座・印鑑を持って町民生活課で申請してください。 限度額適用認定申請の場合、保険証と印鑑を持って申請してください。
出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方が出産したとき支給します。	分娩する医療機関が、出産育児一時金分を直接受け取れる手続きをしてください。
葬祭費の支給	加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、申請により5万円を支給します。	施主の確認ができる書類（会葬礼状など）・施主名義の振込先口座・印鑑を持って町民生活課で申請してください。
住民健診（特定健診）	生活習慣病につながるメタボリックシンドロームに着目した健康診査です。40歳以上の方が対象です。皆野町では無料で受診できます。	対象者に受診券が届きます。医療機関に予約し受診してください。
人間ドック助成制度	医療機関で人間ドックを受診する場合、申請により1年度に1回、検査費用の一部を助成します。皆野町に6か月以上在住の30歳以上の方で、町税に滞納がない方が対象となります。住民健診（特定健診）との重複利用はできません。	医療機関に予約し、保険証と印鑑を持って町民生活課で申請してください。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232